

瀬戸市消防本部訓令第1号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防本部等決裁規程（昭和62年瀬戸市消防本部訓令第1号）の  
一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

瀬戸市消防長 近藤 栄二



決定

政課長合  
議

<省略>

<省略>

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。